

臨時記者発表要旨

と き 平成 27 年 3 月 16 日（月） 16 時～ ところ 佐伯市役所第 2 委員会室

職員の懲戒処分について

本日、都市計画課長の収賄事件について、懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

去る 2 月 17 日に収賄容疑で起訴され、翌 18 日から休職処分となっていた田島課長は、先週、3 月 13 日に開かれた初公判において、検察側の起訴事実を全面的に認めました。

これにより、田島課長の市職員としての非違行為が確認されましたので、本日、懲戒審査会を開き、田島課長を「免職」、非違行為を行っていたときの上司を「減給 10 分の 1、1 か月」の懲戒処分とすることを決定し、それぞれ本人に文書で通知しました。

市民の皆様の信頼を裏切ることとなり、たいへん遺憾です。

今後、4 月末をめどに検討を行っている不祥事再発防止対策検討委員会での検討結果を受け、再発防止に向け、具体的な取り組みを行ってまいります。

また、この度の一連の不祥事の責任をとり、市長は、報酬額の 10 分の 1 を 3 か月間減額し、両副市長は、報酬額の 10 分の 1 を 1 か月間減額することとしました。報酬の減額の議案は、本 3 月議会の最終日に追加提案する予定です。

(処分の内容は、別紙のとおり)